

2020年6月5日

各位

会社名 株式会社アイスタイル  
 代表者名 代表取締役社長 吉松 徹郎  
 (コード : 3660 東証第一部)  
 問合せ先 取締役 CFO 菅原 敬  
 (TEL. 03-5575-1260)

### 第9回新株予約権の消滅に関するお知らせ

当社の代表取締役社長に対し発行した第9回新株予約権について、放棄の申し出がなされたことから、下記の通り消滅することになりましたのでお知らせいたします

#### 記

#### 1. 消滅する新株予約権の内容

##### 第9回新株予約権

(1) 取締役会決議年月日	2015年9月25日
(2) 割当対象者	当社代表取締役社長 吉松 徹郎
(3) 新株予約権の行使期間	2016年10月1日～2025年9月30日
(4) 発行した新株予約権の個数(株数)	48,000個(9,600,000株)
(5) 放棄される新株予約権の個数	24,000個(4,800,000株)
(6) 放棄後の新株予約権の個数(株数)	24,000個(4,800,000株)
(7) 新株予約権の行使価額	1株当たり397円

#### 2. 消滅の理由

当社は、中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、役職員の意欲および士気をより一層向上させ、結束力をさらに高めることを目的として有償にて業績目標達成条件付きの新株予約権を発行しております。

第9回新株予約権については2020年6月期までに営業利益2,100百万円から3,000百万円達成を行使の条件としており、その達成度によって行使できる新株予約権の割合を段階的に設定しておりました。具体的には下記のとおりです。

- (a) 営業利益が 2,100 百万円以上となった場合 : 行使可能割合 50%
- (b) 営業利益が 3,000 百万円以上となった場合 : 行使可能割合 100%

しかしながら、2020年5月25日開示の「投資有価証券売却益（特別利益）の計上および通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」における2020年6月期の通期連結業績予想のとおり、営業利益3,000百万円以上を達成することが難しいため、当社代表取締役社長より、本新株予約権の50%にあたる24,000個について、放棄の申し出がありました。よって、放棄の申し出を受けることといたしましたので、当該新株予約権が消滅するものであります。

なお、2018年6月期における当社連結営業利益は2,100百万円を上回っており、本新株予約権の50%は現時点において行使の条件を満たしております。

### 3. 放棄及び消滅日

2020年6月22日（予定）

### 4. 業績に与える影響

本件が業績に与える影響は軽微であります。

以上

（参考）当期連結業績予想（2020年5月25日公表分）および前期連結実績

（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期業績予想 (2020年6月期)	27,600	△3,000	△3,100	△5,154
前期実績 (2019年6月期)	32,193	476	380	△519